

第2章 労使紛争の調整

第1節 労使紛争調整の概況

行政執行法人の平成28年中の調整事件数は、調停が2件（本局扱い）で、いずれも新規係属事件であり、これを法人別にみると、国立印刷局（以下「印刷」）と造幣局（以下「造幣」）が調停各1件となっている（第40表参照）。

第40表 調整区分別法人別調整事件一覧

区別	印刷	造幣	計
調停	1	1	2
計	1	1	2

（注）平成28年は、あっせん事件及び仲裁事件はなし。
以下、第41表、第42表も同じ。

さらに、申請事項別では、印刷と造幣の2件は「賃金その他の給与に関するもの」となっている（第41表参照）。

第41表 申請事項別調整事件一覧

区別	団体交渉の 手続き方法に 関するもの	賃金その他の 給与に関する もの	勤務時間・休 日・年休等に 関するもの	退職取扱等 に関するもの	その他	計
調停		2				2
計		2				2

具体的には、全印刷及び全造幣から5月9日に調停申請された平成28年度新賃金紛争に関する事件である。

新賃金紛争に関する事件の処理状況をみると、いずれも調停成立、即ち、調停案をもって解決が図られた（第42表参照）。

両調停事件は、組合要求に対し、印刷当局は「現段階における、経団連等民間企業の労使の公表やマスコミの報道等によれば、多くの企業が3年連続となる賃上げを実施する傾向にあると感じるものの中小企業の公表はまだであり、大手企業の賃上げ幅は昨年を下回っていることを鑑みれば慎重にならざるを得ない」とし、造幣当局は「連合、経団連の今季労使交渉の集計結果が公表されたとはいえ、一部の企業の集計であり、全体像を把握できる状況ではなく、現時点においては、民間企業の動向を十分に見極める状況にない」として、双方とも具体的な有額回答を行わなかったことから、組合が自主交渉を打ち切り申請してきたものである。中労委は、直ちに調停委員会の設置を決定し、5月18日に事情聴取、5月25日に労使委員の意見陳述、個別折衝を行うなど作業を進め、5月26日未明に「1人当たり0.30%相当額の原資をもって引き上げること」とする調停案を関係各労使に提示した。関係各労使は26日に受諾し、解決したものである（第42表参照）。

第42表 調整事件の処理状況

	区 別	印 刷	造 幣	計
調 停	成 立	1	1	2
	打切り			
	取下げ			
	継続中			
計		1	1	2